

## 随意契約理由書

(別紙)

件名	西部市場冷凍機空調機設備保守管理業務
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>卸売市場での業務は、常に円滑な流通が求められている。 当該冷凍機空調機設備は、市場機能の中において重要な機器であって、動作の支障をきたすと市場全体の業務に大きな影響を与えることになる。 冷凍機空調機設備は製造会社によって仕様が異なり、製造会社である三菱電機㈱以外では機器の破損や不調箇所の調査、その原因究明並びにそれらを踏まえた対策の立案、施工、部品調達は不可能である。 加えて上記業者は、当初から冷凍機空調機設備の保守管理を行っており、設備の状態を把握し迅速な対応ができる。 また、当設備は西部市場の最重要設備であり、夜間等の緊急出動を含めて保証する必要がある。 したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、製造・設置会社である三菱電機㈱の保守部門の上記業者以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 西部市場 業務係 (電話番号 671-1593)